

令和6年度第2回 古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和6年7月25日（木）19時～20時30分

【場 所】 古賀市役所 第1庁舎4階 第1委員会室

【出席者】 委員 水田洋司委員、田北雅裕委員、照屋博行委員
永嶋恵美委員、柴田邦江委員
古賀市 牟田口課長、村上参事補佐

【傍聴者】 なし

【配付資料】

- 資料1 まちづくり基本条例に関する「市民向けワークショップ」「アンケート」調査
- 資料1-1 古賀市まちづくり基本条例の検証のための市民ワークショップ
- 資料1-2 まちづくり基本条例に関するアンケート
- 資料2 条例の推進及び運用状況について
- 資料2-1 自治会及び校区コミュニティの情報発信の状況
- 資料2-2 行政の施策に対する市民参画の実施状況
- 資料2-3 公募による委員等の選任状況
- 資料2-4 共働の状況
- 資料2-5 コミュニティ活動の状況

【会議内容（概要）】

1. 開会あいさつ

2. 委員長あいさつ

3. 協議事項

●住民投票に関する調査事項について

（水田委員）協議事項に入る前に第1回の委員会にて内藤委員から住民投票について他市町村の状況調査の宿題がありました。事務局から報告をお願いします。

（事務局）この件につきましては資料を御用意しておりませんので口頭にて報告いたします。
令和5年4月1日現在、福岡県内の市町村において自治基本条例に相当する条例を持っている団体は11自治体あり、そのうち条例の中に住民投票を項目として明記しているのが6自治体です。6自治体のうちの1自治体につきましては、住民投票条例を個別で持っており、他の5自治体は住民投票が地方自治法にうたわれている制度であることから、市町村合併や重要施設の建設など、個別具体の事案に基づいて、条例を作り住民投票を実施すると記載しております。そのため自治基本条例の中に特段に書き込まずとも、住民投票の制度というものは、住民に対して担保されているということで自治基本条例の中に書き込まないところが過半数を占めているのではないかと推察するところです。

（水田委員）ありがとうございました。ただいまの説明に何かご質問はありませんか。

(水田委員) 書いてないから住民投票ができないということではなく、住民投票自体はもともと保障されており、何か問題が起きたときは住民のほうから請願すれば開催されるということであれば、条例に記載する必要はないのかなと思いましたが皆さんいかがでしょうか。特になければ、これは調査をしていただいたということを議事録の中に記載して、次の議題に進んでいきたいと思います。内藤委員がまだ来られてないですが、個人の意見で決まるわけではなく、この委員会で決めるので、本日出席の皆様から意見がなければ、そのような形にしたいと思います。いかがでしょうか。

(照屋委員) 委員長のおっしゃる内容で賛成だが、内藤委員が来られたらそのときに、経過を委員長からお伝え頂ければと思います。以上です。

(水田委員) ありがとうございます。ではそのようにさせていただき議事を進行します。議事録のほうには記載をよろしく願いいたします。

①まちづくり基本条例に関する「市民向けワークショップ」「アンケート」

(事務局) 資料1、1-1、1-2に基づき、令和6年度に実施する「ワークショップ」「アンケート」の実施状況について報告。アンケートはWEB123件、郵送134件の合計257件の回答があった。

(水田委員) ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(照屋委員) アンケートの回収状況は事務局の見込みと比べていかがでしょうか。

(事務局) 回答数を3割と見込んでいたので少ないと思っております。

(水田委員) 回答数は300件に達しそうにないでしょうか。

(事務局) 紙の回答がこれからどの程度増えるかによるが難しいと考えます。しかし、回答の内容について、WEBでの回答を見る限り、皆様からとても意見をいただいています。

(柴田委員) WEBの方だけで構いませんが回答の年代はいかがでしょう。

(事務局) 70代の方はお1人だけですが、残りの年代は同じぐらいの人数の方が回答いただいています。

(永嶋委員) 問4の基本条例を知らない人の割合はどのくらいでしょうか。基本条例を知っている方がこのアンケートに答えていけば、問題点などが具体的に分かると思いますが、条例を知らない場合は、どうしても表層的な部分の回答になる可能性が高いと考えられるので、今後の方針を考えるうえで考慮が必要ではないかと考えます。

(事務局) ただいまの御指摘について、まず“まちづくり基本条例”がどれぐらい浸透しているかを調査していくことが必要であること、また、まちづくり基本条例を知って活動している方だけでなく、知らない方でもまちづくりに関する活動をされている方がいますので、いろいろなスタンスでまちづくりに関わっている方をクロス集計しながら有意なデータを導き出していきたいと考えています。

(田北委員) 今更なので次回以降の参考にしていただきたいが、自由記述については、書き込むスペースを十分に準備してほしいです。また、問7・問8の選択肢について“かなり思う”“思う”とあるなら、“思わない”“かなり思わない”という風にしないとフェアでない。これはリッカート法というアンケートの方法なので注意いただきたい。

(事務局) 事務局の勉強不足の部分もあり、今回は正式なアンケート法にのっとった調査ができるようにしたいと考えております。

(永嶋委員) アンケートと一緒に基本条例は同封して送られているのでしょうか。

(事務局) アンケートに条例は同封していません。アンケートの中に条例に明記した参画などの原則についての内容を記載しております。なお、この内容については、ウェブから回答する方も見ることができるように、ウェブ上でも記載をしています。

(田北委員) ワークショップの結果はどのようにフィードバックしていく予定でしょうか。

(事務局) ワークショップにつきましては全3回が終了した段階で取りまとめ、報告を行う予定としています。

②条例の推進及び運用状況について

(事務局) 資料2、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5に基づき、条例の推進及び運用状況について説明。

昨年度の検証委員会にて、資料2-4共働の一覧をもとに、事務局のほうで成果が認められるような事業について、ピックアップを行いアウトカム・成果を示してほしいと意見があったことから、事務局より3つ提案→「①コミュニティ活動補助金(資料2-4・2ページ)」「②地域づくりサポート制度(資料2-4・4ページ)」「③交流型日本語教室事業(資料2-4・5ページ)」

(水田委員) ただ今の説明に対してご意見ありましたらお願いします。

(水田委員) つながりひろばに登録されている団体はどの程度ありますか。

(事務局) 令和6年度は42団体登録されています。そのうちNPO法人は7団体、35団体は一般社団法人などの法人や任意団体になります。

(水田委員) 42団体のうち市から補助金を受けている団体と受けてない団体はどの程度ですか。

(事務局) つながりひろばへの登録は、市から補助金が出るというのではなく、登録いただいた団体へつながりひろばが活動をサポートするというものになります。

市から補助金を受けているとすれば、事業を行う中で、コミュニティ活動補助金などを申請して補助を受けている事はあると思いますが、登録を行うことで補助金を受けるということはありません。

(水田委員) 申請をして補助金に関する決定はどこがするのでしょうか。

(事務局) 例えば、先ほどの資料 2-4 の共働の中に記載をしておりますが、補助という形ですと、9 番の少年の船は、市民活動団体としてつながりひろばに登録をしております。ただ、少年の船が受けている補助金は団体の運営に対してではなく、その事業に対して青少年育成課が補助金交付しています。その他も同じで、各課が関連する事業に対して補助を交付しています。

(水田委員) 私がお尋ねしたいのはこの資料ではなく、つながりひろばにどの程度の団体がぶらさがっているかということ。この資料の補助を受けている団体はつながりひろばの団体ではないことは承知しました。つながりひろばには多数の団体がぶらさがっていると聞いています。

(事務局) つながりひろばは NPO 法人エコけんさんが業務委託を受け、単独で運営しています。その委託を受けた事業としてサポートを受けて活動されている団体はあるかもしれませんが、補助金を受けているということはありません。

(水田委員) NPO 法人エコけんさんの事業はこの資料のどこかに載っているのでしょうか？

(事務局) 資料 2-4 の共働委託の一覧の中に記載しております。

(水田委員) つながりひろばには多くの団体が来て、部屋を活用したり、部屋の予約をしたりなさっている、それを取り仕切っているのがエコけんさんという話を伺い質問させていただきました。制度の内容が理解できました。

(田北委員) 事務局が説明した内容は一般的に中間支援団体と言われ、市民活動を促進していくために、行政側が準備したボランティア活動や市民活動をサポートする団体である。福岡市であれば天神エリアに“あすみん”という場を指定管理で委託事業として運営している。そこに登録している市民活動団体は、ボランティア団体から任意団体、NPO 法人まで幅があり、それぞれの団体が活動を通して、いろんなどころから助成金を受けたり、あるいは直接行政から委託されているような団体もあり、そういう活動がまちの中でより活発になるように中間支援を行う位置づけです。ボランティア団体だけでは活動を活発に行うのは難しいので、そのノウハウを支援したり、一緒に活動を盛り上げたりしているところです。

(水田委員) その他にご意見はないでしょうか。

(田北委員) アウトカムの話でいうと、今回、まちづくり基本条例の評価の手がかりとして、情報共有、市民参画、共働としているのであれば、なぜ共働だけアウトカムを示すのかと感じる。情報共有と市民参画は、現在はこういう情報共有の仕組みがあり、市民参画の機会としてこれぐらい提供しました、に留まってしまっている。確かに市民参画の機会は提供されているが、実際そこに参加したときにしっかりと自分の意見が言えたのだろうか、情報共有としてそれが適しているのだろうか、など市民参画にもレベルがある。同規模のほかの自治体ではどうなのかなど評価・検証をするときにもう一步進んだ尺度があるといい。もちろん全てにおいてではないが、どう評価すればいいのか手がかりが少し欲しいなというところです。

(柴田委員) 情報共有のところですが、古賀市公式 LINE やフェイスブックでいろいろ情報を流されているが登録者数はお分かりですか。

(事務局) LINE について、先日登録者数が1万人を超えたことは把握しています。フェイスブックについては、情報を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

(水田委員) 田北先生の評価の手がかりという点が大事だと考えます。資料をたくさん出していただいております、情報共有や市民参画をやっていること、共働もたくさんあるということは理解しました。しかし、古賀市はたくさんやっているということだけで評価するのは難しいと思います。

(田北委員) 例えば、機会が増えた点であれば、同規模の自治体でどの程度か、あるいは、まちづくり基本条例ができてこれぐらい増えた、という方法もある。あとは、アウトカムをどう評価するということもあるが、共働、情報共有、市民参画それぞれピックアップしていただいた事業について、検証をできるように参加者の声を聞くという方法もある。先ほどもパブリックコメントはこれだけ多いと説明があったが、それが果たして本当に多いのか、人口規模同等の市町村と比較をしたり、条例の制定前後で比較するなどの判断材料を提供頂けると良いのではないかと。いろんな観点から検証して評価できると思う。それを全て網羅したほうが良いという意味ではなく、その中で何を手がかりにすればいいのかを示していただけると良いと感じる。

(水田委員) 同規模自治体との比較など良い案をいただきました。事務局は大変かもしれませんが、情報共有・市民参画・共働に関する参加者数の比較なども一つの検証の例になるのではないのでしょうか。

(田北委員) まだアンケートの結果やワークショップの結果からどう検証するのか、という点も定まっていないので、今まで述べられた内容がアンケートやワークショップの結果で検証できる可能性もある。今はアウトプットの結果だけが上がっている状況なので、このまま終わってしまわないかがちょっと不安、これをどう検証するのかというところが大事。

(水田委員) アンケートとワークショップは検証の例になるものを導き出す一つの手段なので、ここに何か詰まってる可能性が非常に高いと思います。何を持って評価するかは一番の課題だが少しずつ前に進んでる気がします。事務局にこの資料を出していただくのは大変だったと思います。また、自治基本条例ができる前の資料があれば一つの指標になるのではないかと思います。

(田北委員) 今は検証する手掛かりがない状況だと思う。前回、4年前にも検証しましたのでその時点と比較するなど、なるべく事務局の負担が少ない方法が良いのではないかと。新しく集めるというよりも、今持っている、もしくは最低限これを集めればよいというものを事務局で検討していただいて、それを手掛かりにすればよいのではないかと。

(事務局) 4年前の資料や定量的に比較できるものを検討したい。また田北先生から頂いたワークショップの中でどれくらい意見が言えたのかという点については、この前1回目のワークショップでは意見が結構出たと受け取ったが、最後3回終わった段階でアンケートをとるなどして把握したい。ワークショップの委託業者と話し合いをしながら運営していく。

(田北委員) 私の先ほどの意見だが、今回のワークショップというよりもこれまでの市のワークショップや説明会などでの意見を想定している。市民参画ができていないかを見る時は、行政として意見が出て欲しくない場面でも意見が言える場面が担保されていたか、また最初から行政側で何か答えを用意していないかなど。少なくとも行政が関わるようなワークショップの中ではアンケートをとっておけば、そのアンケートを参考にするだけでも、この検証の材料になるのではないかと考えお伝えしたところです。

(永嶋委員) そもそもこの基本条例があるので、古賀市はまちづくりを応援する、という意図を持って市政を運営していると思うが、この条例が制定される前よりも、まちづくりの共働とかそういうことについての予算は増えているのでしょうか。

(事務局) 平成29年度にこの条例ができましたが、何をもって自治に関する予算とするかということもあり、なかなかその条例前後での予算の増減というものは計りにくいところはございますが、例えば市政に関する重要事項に関しては、必ず市民の目に触れるような形を担保して、市民の意見を吸い上げる仕組みというものを必ず作る、などの制度面での補強というものは確実にされてきていると考えます。条例の効果が市政の隅々までどれくらい行き渡っているかは、なかなか指標としてとりにくいですが、パブリックコメントなど機会担保をするようになってきたということに関しては確実に言えるところではないかなと考えるところでございます。

(田北委員) 今の意見に関連していうと、普及啓発に予算をもっとつけた方が良いのではないかと考えます。当初、条例が出来た後、職員の方が手弁当で頑張ってパンフレットを作られていたが限界もある。一生懸命であることは伝わるが業者に頼んでパンフレットの印刷をしたり、プロのデザイナーが作る方が普及啓発に関しては効果的ではないかと。今回、あまり認知度が十分では無ければ、予算をとって戦略を練るっていうのもあると思います。

(事務局) 田北委員がおっしゃられたことはその通りだと思います。永嶋委員からもご意見がありました。まちづくり基本条例の制定によって、何がどう変わったのか、この条例の効果効能を含めて、今だからつくれるパンフレットというものもあると思いますので、そういったところを検討してまいりたいと考えます。また、もう一方で市職員の中にもこの条例が浸透しきっていない。ワークショップの参加者20名のうち4名は、古賀在住の市の職員が参加している。その中で自治基本条例を知っている人を尋ねたところ、知っていたのは1人でその方は市職員以外の

方だった。非常に恥ずかしい話だが、若手の市職員、まず自治基本条例のことを知らない職員もいるところで市内の普及啓発も努めていく必要があると考えている。

(水田委員) 他にになにかご意見ございますか？

(照屋委員) 条例の推進及び運用状況に関する協議ということで資料2をはじめたくさんいただいています。どうすれば良いか見えてこない。これをいただいて、そうですかで終わりなのか。しかし、ひとつひとつを見ては時間が足りない。例えば、私は花見東に住んでいるが、この頃外国人をよく見かけます。新しいスーパーができ、その店にもかなり多くの外国人が来ています。こういった人たちがこの古賀市に住んで住みやすいのか、これからどういうふうに彼らは生活していこうとするのか。先日のニュースでも日本の出生率が下がる一方で外国人は増加しているが、古賀市の傾向はどうなのか。福岡県では粕屋町が福岡市に近くベッドタウンということで人口が増えている。では古賀市はこれからどう向かっていけばいいのか、そういったところを検討するまで一つ一つの評価は大変だと思いますので、その課の自己評価を見ていけば先が見えてくるのかなど。いわゆるネックになっているものをどう動かせば、さらに素晴らしい古賀市をつくり上げていく方向性が見ることができればいいのか。このたくさんの方の資料をみて私たちはこれをどんなふうにしてどう考えるのかははっきりさせて欲しかった。

(事務局) 今、委員からの御質問で、外国籍の方の話がありましたので、古賀市にどのぐらいの人数の外国籍の方が、住んでいらっしゃるのかというところは人口の約2%、1200人を超えております。ここ数年はコロナ禍により減少していましたが、昨年からは人数が増えてきております。古賀市には工業団地をはじめ多くの企業が立地をしており、労働という切り口で、多くの外国籍の方が住まれていると分析しております。そういった方々が、古賀で生活をしていくために、市行政としても生活オリエンテーションというのをやっております。ごみの出し方や自転車の乗り方などを学んで頂いており、今年7月3日に行いました。また防災についても、市の総務課と連携をしてこのオリエンテーションに盛り込み、取り組みを重ねていくことで安心して生活をしていただける環境を整えていこうと考えております。

先ほど様々な御意見を頂く中で、予算のことにも少し触れていきたいというふうに思っております。平成29年度にこの条例というのができ、特にまちづくり推進課では新しい事業創設をしているという面では、予算をかなり頂いていると考えております。これが条例を制定したからというところもあると思いますが、やはりボランティア団体などの支援がまちづくりを進めていくためには必要だという観点で補助金を創設するとか、また校区コミュニティの方への支援をさせていただく、ということも毎年の予算編成の中で、まちづくり推進課だけではなくて各セクションが同じベクトルを向いており、増額の予算要求をしていきます。しかし、お金には限りがあるので査定にてバランスをとりながら予算編成をしていく中で、全てのセクションがよりよいものにしていこうと創意工夫をもって予算要求に臨んでいるところです。検証でございますけれども、平成29年度前後でどのような変化があったのか、資料として皆様方に御提出をさせていただくというのが一つあると思います。もう一つ御意見にありました、前回の検証のタイミングの前後を起点に我々としても意識をして、できる限り皆様方に検証の材料を御提出させていただいて、よりよい条例を目指していきたいなというふうに考えております。

(水田委員) ほかに委員の方で何か御意見ありますか。

(永嶋委員) 照屋委員の話に関連しまして、私は行政書士として外国人のビザの取次ぎをしており、多文化共生係の係長さんとたまにお話をしますが、すごく多文化共生の担当の方は一生懸命されてるし、日本語教育や外国人相談をされていますが、仕事柄あちこちの市町村に行くなかで、古賀市はまちづくり推進課の職員の方が一生懸命の割には、玄関入って戸籍とか技能実習生が手続する際のルートに余り外国人に対しての意識がないような気がします。職員が頑張っているのに外から来た人の目には古賀市が親切ですよっていうふうに見えない。なぜかといえば、外国語の表記があるかないかとか、それだけだと思うんですね。戸籍のところに職員さんが1人とか2人張りついて丁寧にアナウンスもされていて、すごく丁寧ではありながら、第一印象が全く外国人を意識してないように見えてもったいない。数年前から行政書士会で外国人に対してのセミナーや外国人を雇用したい企業に対してのセミナーをさせていただいたことがあり、お会いする職員の方に、もっと看板とか外国語の表記をしないと、外国人に対しての丁寧さ、多文化共生を意識している市町村に見えないので、もう少しされたほうがいいんじゃないかと、お話ししていますが変わらない。方法だけでもウェルカムな姿勢を見せられるので、頑張っていたらと思います。あと、2～3年前に技能実習生が大体800人という話をされてたのが、1200人になったということであれば、他の市町村に負けてしまわないようにぜひと思いましたので、お話ししました。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。私もまだまだ多文化共生のまちづくりを進めているわりには、というふうに受け止めております。4月に着任して国際交流多文化共生というのを改めて自ら勉強する機会を頂いております。その中で感じたのが市役所に来られる方、外国籍の方にどうアプローチをしていくのかということころは、なかなか弱い部分だと感じているところなんです。外国籍の方が窓口で様々な手続をされるときに、我々日本人がどういうふうに接していくのかという接遇を、出入国管理局の方を講師に招いて、実践的にやっというふうなことで7月の末に職員向けに行うこととしております。また、看板等については、予算も関係しますが、委員から頂いた御意見をもとにしっかりと意識をしながら多文化共生のまちづくりを進める古賀市というところをさらに補強する意味合いで取組を進めていければ、というふうに考えております。

(水田委員) ありがとうございました。話をまた本筋に戻しまして、資料2に関する説明の中で、ほかに御質問御意見ありますか。

(水田委員) それでは議事は終了して、その他のほうを事務局からお願いします。

4. その他

下記の調整を行い終了した。

- ・ 次回の検証委員会：10月16日（水）19：00から開催。